

平成28年6月8日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成28年6月8日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集をいただき誠にありがとうございます。

ただ今より、平成28年第2回多度津町議会定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

もう梅雨に突入しておりますので、随分とうっとおしい天気が続いておりますが、また梅雨というのはやはり農業を営んでいる方々にとっては恵みの雨ということで、なくてはならないものであると思っています。

そういう季節の中で今日から6月議会を開催させていただきますが、皆様方に私どもが出した議案に対しまして皆様方に慎重審議をお願い致しまして、議会に際しての挨拶といたします。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成28年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番村岡清邦君、11番渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（庄野 克宏）

会期は、本日6月8日水曜日から6月17日金曜日までの10日間としたいと思います。

なお、詳細な日程につきましては、議長の方からお諮りいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長の発言の通り、本定例会の会期は、本日より6月17日までの10日間とし、日程については、6月8日水曜日提案説明、6月9日木曜日休会、6月10日金曜日一般質問、6月11日土曜日から12日日曜日休会、6月13日月曜日一般質問、6月14日火曜日総務教育常任委員会、及び建設産業民生常任委員会、6月15日水曜日から16日木曜日休会、6月17日金曜日議案審議と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月17日までの10日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告を致します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況、町長より、平成27年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成27年度多度津町土地開発公社決算等状況、並びに平成27年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。

報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、3月24日に開催されました総務教育常任委員会の、委員長報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君

総務教育常任委員会委員長 (古川 幸義)

皆さんおはようございます。

平成28年3月24日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。

審議事項。

一つ、多度津町給食センター調査報告書速報版追加資料について。

審議結果。

一つ、多度津町給食センター調査報告書速報版追加資料についての説明があり、これに対して、委員、傍聴議員より。

一つ、1市2町の合同給食センターの建設に必要な土地について、善通寺が市有地として購入する場合、負担額が今後発生するのではないか。また借地料として負担しないといけないのではないか。

一つ、多度津町単独で給食調理を行う場合、既存の調理器具がそのまま使えるので、PFIで行うより、経費が削減されるのではないか。

一つ、1市2町の合同給食センターで調理業務を行うと、町内で働く場所が減少し、雇用がなくなるのではないか。また、食材を納入していた町内業者も締め出される傾向があり、町の活性化に逆行するのではないか。

一つ、今現在、少子化が進んでいるので、地域ごとに学校給食センターを設置したほうが効果的で効率的ではないか。

一つ、学校給食に関係する人に対し、民間委託と直営に関するアンケートを実施し、現場の人の意見を聴くべきではないか。

一つ、1市2町の合同で学校給食の調理を行うと、食材を大量に調達する必要があるが、TPPの影響により、学校給食に遺伝子組み換え食品等が入る可能性があり、安全性が確保できないのではないか。

一つ、学校給食法等の法律に基づいて作成した要求水準書ができた場合、どのようにして業者に募集をかけるのか。

一つ、学校給食センターに関して、今までに様々な資料を提供していただいたが、丁寧さに欠けている。より丁寧な資料を提供し、説明していただきたい。

一つ、学校給食法の中で、食糧の生産、流通及び商品について正しい理解に導くとあり、地産地消について触れているが、子どもたちに理解してもらうために、地産地消の取り組みをしないといけないのではないか。

一つ、平成28年度において、多度津町給食センターの運営体制は整っているのか。

一つ、多度津町単独で給食センターを建てる場合、緊急防災減災事業債の申請をしないのはなぜか。

一つ、緊急防災対策債事業については、国に対して継続してもらおうよう、多度津町として要望していただきたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、1市2町の合同給食センターの建設に必要な土地について、善通寺が市有地として購入する場合、借地料もしくは負担金という形で負担することになると思うが、具体的に決まっていないのが現状である。

一つ、多度津町単独で給食調理を行う場合、建物を修繕するときは、既存の調理器具が使用できるが、建物を建て直すときは、厳しい規定により、既存の調理器具が使用できない可能性があるため、多度津町単独で行う場合も、調理器具を買い換える必要があると思っている。

一つ、今現在、給食センターで働いておられる方は、様々なノウハウを持っているので、1市2町の合同給食センターになっても、雇ってもらうように指導することができると考えている。また、食材を搬入している町内業者に関しては、1市2町で枠があるため、すでに合同が進んでいると考えている。

一つ、少子化が進む中、効率的な給食センターでなければ、食育教育等ができなくなるため、今現在の給食を維持するためには、単独では難しいと考えている。

一つ、学校給食に関係する人に対するアンケートの実施は必要ではあるが、町全体を考えたときに、どういったことが正しいのかを考えることも必要ではないかと考えている。

一つ、遺伝子組み換え食品が無条件で学校給食に入ることはないと考えている。

一つ、多度津町単独で行う場合の要求水準書ができた場合、業者の募集は通常の入札方法で行うようになる。

一つ、地産地消の考え方は大事であるので、給食の献立がどういう形態になっても押し進めていかないといけないと考えている。また、それ以外に他の教科学習や総合的な学習で関連させながら、学習する機会を推進しなければならないと思っている。

一つ、平成28年度の多度津町給食センターの運営体制として、臨時職員や嘱託職員等で体制を維持し、引き続き、募集を続けたい。

一つ、緊急防災減災事業債を申請する場合、概算費用等が決まっていないと申請できず、また、申請の締切が28年の1月末までであり、間に合わないので、申請をしていない。

以上のような答弁があり、審議の結果、1. 多度津町給食センター調査報告書速報版追加資料については、執行部から説明の後、質疑を行い終了した。

またその他として、執行部より1件の報告があった。

また、議題として審議予定であった今後の「多度津町給食センター」の方向性については、平成28年3月31日開催の総務教育常任委員会で審議することにした。

以上で、3月24日に開催しました総務教育常任委員会での結果を報告致します。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

3月24日に行われました総務教育常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

次に、3月31日に開催されました総務教育常任委員会の、委員長報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

平成28年3月31日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。
審議事項。

一つ、今後の「多度津町給食センター」の方向について

審議結果。

一つ、今後の「多度津町給食センター」の方向についての説明があり、これに対して、委員、傍聴議員より。

一つ、PFI方式スケジュールに記載している、平成28年6月に予算措置を議決するのは、
どういう手続きなのか。

一つ、3月10日提出の調査報告書速報版の資料の標準的な価格というのは、どの時点で
決まるのか。

一つ、PFI方式を採用しなかったら、交付税は引き下げられるのか。

一つ、町民の皆さんに多度津町給食センターが1市2町の合同になるのか。単独になる
のか。の説明はされたのか。

一つ、合同の1市2町で行う場合に、地産地消や安全安心を考えているのか。

一つ、町内において、給食センターの建設検討地を、検討をしたのか。

一つ、給食センターの建設用地は、多度津山のサッカー場の北側が適しているのではな
いか。

一つ、多度津町が地産地消について、どういう取り組みをしていくのか。

一つ、仮に、多度津町が単独で行った場合、財政運営的に難しい判断になると思うが、
現在の多度津町の中で、大丈夫なのか。

一つ、PFI方式の契約の15.5年が終わった後は、どういう状況になるのか。

一つ、PFI方式のスケジュールの中で、3回の議決が必要なのと、1市2町の給食数は
7000食ということで良いのか。

一つ、1市2町の合同のPFI方式に関して、最終報告書が出てなく、結論も出ていない
が、採決をとるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、平成28年6月に要求水準書の事業方針を作成するために予算措置の議決をお願いするものである。

一つ、調査報告書速報版の資料の標準的な価格は、事業所が提案書を提出し、それを総合評価方式もしくは、プロポーザル方式でチェックして、決めるものである。

一つ、交付税は、公設で単独である場合のみ、交付税措置があるものである。

一つ、多度津町給食センターが1市2町の合同になるのか。単独になるのか。の町民への説明は、町政報告会や対話集会、PTA関係の処等で十分説明ができていていると思っ

一つ、合同の1市2町の場合でも単独の場合でも、子供達に地産地消や安心安全な食べ物を安定供給するものである。

一つ、町内における給食センターの建設検討地は、町有地を5カ所と民有地は1カ所を検討している。

一つ、給食センター建設検討地として、多度津山サッカー場の北側は、現在、サッカー場として使用しているし、東側は企業誘致として県に申請を出しており、排水の面でも難しいと考えている。

一つ、多度津町の地産地消は、多度津町でとれる農産物や海産物の割合を高め、できるだけ香川県産を使用するように取り組んでいく方針である。

一つ、仮に、多度津町が単独で行った場合、現状の中で、ある程度は財政的にいける判断をしている。

一つ、PFI方式の契約の15.5年間が終わった後は、話し合いで決めていき、建物については、PFI方式の中で、BOT、BT0のどちらにするのか決まっていない。

一つ、この資料のPFI方式は、3回の議決を要し、1市2町の給食数は7000食で事業を進めていく予定である。

一つ、1市2町による合同のPFI方式の最終報告書は、未だ出ておらないが、「多度津町給食センター」の方向性についての判断なので採決をする。

以上のような答弁があり、審議の結果、1. 今後の「多度津町給食センター」の方向については、委員会として、採決の結果、了承した。

以上で、3月31日に開催した総務教育常任委員会の結果を報告します。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

3月31日に行われました総務教育常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

次に、5月6日に開催されました建設産業民生常任委員会の、委員長報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、小川保君

建設産業民生常任委員会委員長 (小川 保)

失礼します。

平成28年5月6日に開催しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

栄町地区緊急避難路整備事業について。

審議結果。

本件について、建設課から説明があり、これに対して、委員、傍聴議員より、次のような意見、要望がありました。

一つ、避難通路のテフロン膜で屋根を設置する様だが、横なぐりの雨に対してはどうなるのか。

一つ、避難通路の横サイドに壁がないのは、どうしてか。

一つ、計画している手すりの上から、或いはそのフェンス部分から小さい子供や物が落ち込む可能性があるのではないか。

一つ、避難通路の景観デザインは考慮しているのか。

一つ、バリアフリーの要望が住民から出ているが、エレベーターの設置はどうなっているのか。

一つ、緊急避難通路と橋上駅を区分して説明してほしい。

一つ、避難通路の路面は、滑らないように考慮しているのか。

一つ、避難通路は、自転車でも上がれるのか。

一つ、避難通路は、どの位の地震に耐えられるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、次のような説明答弁がありました。

一つ、今回の避難通路の仕様では、横なぐりの雨を防ぐことはできません。

一つ、避難通路の横壁サイドは、十分に安全性が確保できるよう、仕様を検討します。

一つ、手すりの高欄の仕様は、パネル式にするのか、或いは格子式にするのか再度検討をします。

一つ、避難通路としての跨線橋は、予算を考慮する中で安全性、及び景観デザイン性等を含めて詳細設計をいたします。

一つ、エレベーターは、緊急避難路という事業の中では、国からの補助対象事業として認定できないことになっております。

一つ、最初に、緊急防災対策債を使って避難通路を施工する。完成後にJRホームに降りていく橋上駅を計画します。

一つ、安全対策も含め、避難通路の路面につきましても、早急にJRと協議を進めていきます。

一つ、避難通路は自転車が上がるように、25%勾配となっております。

一つ、避難通路の耐震は、通常言われている震度6弱を想定設計しております。

以上のような答弁があり、審議の結果、栄町地区緊急避難通路整備事業について、委員会として了承致しました。

以上、報告致します。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

建設産業民生常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、建設産業民生常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。
続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。

日程第4、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）、議案第4号、専決処分の承認について（多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正）を提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

おはようございます。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。
議案第1号から議案第4号までの専決処分の承認についての4議案は、関連のあることから、一括して提案説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が、平成28年3月29日に可決成立し、3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

それでは、まず、議案第1号、多度津町税条例等の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、本町の町税条例の所要の改正を行うものでございます。

1つ目は、個人住民税及び法人住民税に係る延滞金の計算期間等についてでございます。

当初の申告書が提出されており、かつ、その当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から、当該税額を増加させる修正申告書の提出日又は更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除して計算することとするものです。

2つ目は、法人税関係でございます。

地方法人特別税・譲与税制度を廃止するなど、法人税の在り方を見直すことにより、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために法人住民税の法人税割の税率を見直すものでございます。

3つ目は、軽自動車税関係でございます。

グリーン化特例（軽課）の1年延長及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う所要の規定の整備でございます。

4つ目は、個人住民税関係でございます。

適正な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組みとして、一定の取組みを行う個人「健康診査（人間ドック等医療保険者が行うもの）・特定健康診査（メタボ検診）・定期健康診断・がん検診・医師が関与して行う予防接種」のうち納税者本人が、その年中にいずれかひとつ受けていることを条件に、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、特定一般用医薬品等（いわゆる、スイッチO T C医薬品）を購入費用として年間12,000円を超えて支払った場合には、その費用（年間10万円を限度）のうち12,000円を超える額を所得控除する特例です。

5つ目は、固定資産税関係でございます。

再生可能エネルギー発電設備の一部に「わがまち特例」を導入するなど、固定資産税の特例措置等の見直しに関するものなどがございます。

その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、18ページからご覧下さい。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

第18条の2は「災害等による期限の延長」に関する規定で、字句の改正でございます。

施行日は、平成28年4月1日であります。

第18条の3は「納税証明事項」に関する規定で、地方税法の改正に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する改正でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

19ページから21ページをご覧ください。

第19条は「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」に関する規定で、修正申告等により納付すべき住民税額を減少させる更正があった後に修正申告書等で増額更正があったときは、修正申告等の提出により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものです。

施行日は、平成29年1月1日であります。

21ページ下段をご覧ください。

第34条の4は「法人税割の税率」に関する規定で、法人税割の「標準税率及び制限税率」が引き下げられることに伴い、法人住民税の法人税割の税率を、現行の100分の12.1から、100分の8.4に引き下げを行うものでございます。

施行日は、平成29年4月1日で、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

21ページ下段から22ページをご覧ください。

第36条の2は「町民税の申告」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

22ページ下段から26ページ上段をご覧ください。

第43条は「普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収」に関する規定。

26ページ上段から29ページをご覧ください。

第48条は「法人の町民税の申告納付」に関する規定。

29ページ下段から32ページまでをご覧ください。

第50条は「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」に関する規定で、いずれも、修正申告等により納付すべき個人及び法人の住民税額を減少させる更正があった後に修正申告書等で増額更正があったときは、修正申告等の提出により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものです。

施行日は、いずれも平成29年1月1日であります。

32ページ下段から33ページ中段をご覧ください。

第51条は「町民税の減免」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

33ページ下段から34ページをご覧ください。

第56条は「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定。

35ページ下段をご覧ください。

第59条は「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」に関する規定で、どちらも地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、どちらも平成28年4月1日であります。

36ページをご覧ください。

第80条は「軽自動車税の納税義務者等」に関する規定で、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

37ページから38ページをご覧ください。

第81条は「軽自動車税のみならず課税」に関する規定で、地方税法の規定の新設にあわせて新設されたものです。

施行日は、平成29年4月1日であります。

38ページ中段をご覧ください。

第81条の2は「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲」に関する規定で、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についてでございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

38ページ下段から39ページをご覧ください。

第82条は「種別割の税率」に関する規定。

39ページ下段をご覧ください。

第83条は「種別割の賦課期日及び納期」に関する規定。

40ページ上段をご覧ください。

第85条は「種別割の徴収の方法」に関する規定。

40ページから41ページまでをご覧ください。

第87条は「種別割に関する申告又は報告」に関する規定。

41ページ下段から42ページ上段までをご覧ください。

第88条は「種別割に係る不申告等に関する過料」に関する規定。

42ページをご覧ください。

第89条は「種別割の減免」に関する規定。

42ページ下段から45ページ中段までをご覧ください。

第90条は「身体障害者等に対する種別割の減免」に関する規定。

45ページ下段から46ページ下段までをご覧ください。

第91条は「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」に関する規定で、いずれも、地方税法の改正に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は、いずれも平成29年4月1日であります。

46ページ下段から47ページをご覧ください。

第132条の7は「土地に対して課する特別土地保有税に関する規程の準用」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

47ページ下段から48ページをご覧ください。

附則第3条の2は「延滞金の割合等の特例」に関する規定。

48ページ下段をご覧ください。

附則第4条の2は「公益法人に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、いずれも、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

49ページ下段から50ページ上段をご覧ください。

附則第6条は「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」に関する規定で、一定の取組を行う個人が、特定一般用医薬品等を購入費として支払った場合の医療費控除の特例が新設されたことに伴う所要の整備でございます。

施行日は、平成30年1月1日であります。

50ページから51ページをご覧ください。

附則第10条の2は「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」の対象資産として、5項に国土交通大臣の証明がなされた津波対策用の償却資産を加え、特例割合を2分の1に、8項及び9項に太陽光又は風力を電気に変換する再生可能エネルギー発電機を加え、特例割合を3分の2に、10項、11項及び12項に水力、地熱、バイオマスを電気に変換する再生可能エネルギー発電機を加え、特例割合を2分の1に、15項に国土交通大臣の証明を受けた都市再生特別措置法第29条第1項第1号に規定する公共施設等の家屋及び償却資産を加え、特例割合を5分の4と定めたこと、また、これらの所要の措置に伴う項ずれ等の整備でございます。

施行日は、いずれも平成28年4月1日であります。

51ページ中段から52ページ上段をご覧ください。

附則第10条の3は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成28年4月1日であります。

52ページ中段をご覧ください。

附則第15条は「特別土地保有税の課税の特例」に関する規定で、字句の改正であります。

施行日は、平成28年4月1日であります。

52ページ下段から55ページまでをご覧ください。

附則第16条は「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例（軽課）を1年間延長すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

続きまして、56ページから58ページにかけては、第2条関係といたしまして、多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成26年多度津町条例第8号）の一部を改正するものです。

56ページから58ページをご覧ください。

附則第6条は「平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車」に関する規定で、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

続きまして、59ページから64ページにかけては、第3条関係といたしまして、多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成27年多度津町条例第20号）の一部を改正するものです。

59ページから64ページをご覧ください。

附則第5条は「町たばこ税に関する経過措置」に関する規定で、町税条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

施行日は、60ページ下段の附則第5条第7項の改正規定「、新条例」を「、町税条例」に、61ページ上段の「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び61ページ上段の同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）が、平成29年1月1日、61ページ中段の同項の表第19条第3号の項中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）が、平成29年4月1日、それ以外の改正部分は、平成28年4月1日であります。

14ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、14ページ下段から、第1条として「施行期日」、15ページ下段から、第2条として「町民税に関する経過措置」、16ページ中段から、第3条として「固定資産税に関する経過措置」をそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、議案第2号、多度津町都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

4ページ上段をご覧ください。

第2条は「納税義務者等」に関する規定で、地方税法第349条の3において、固定資産の課税標準の特例対象条項の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

5ページ中段、6ページ上段及び下段、7ページ中段、8ページ上段をご覧ください。

附則第3項から第7項までは、「宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第25条の改正による、適用条文の項ずれでございます。

8ページ下段をご覧ください。

附則第8項は「農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計

画税の特例」に関する規定で、地方税法附則第26条の改正による、適用条文の項ずれで
ございます。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成28年4月1日から施
行する。

第2項として、改正後の規定は平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、
平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による、と規定するものでご
ざいます。

続きまして、議案第3号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についての専決処
分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、本町の国民健康保険税条例の所要
の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税について、被保険者の負担の適正化を図るため、
「基礎課税額」及び「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を引き上げる一
方、低所得者層の負担軽減措置における所得判定基準額の見直しを行うことにより、
「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」及び「介護納付金課税額」に係る負担
軽減措置の対象世帯を一部拡大するものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございま
す。

4ページをご覧ください。

第2条は、国民健康保険税の「課税額」に関する規程でございます。

第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、第3項は、後期高
齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に、それぞれ引き上げ
る改正でございます。

4ページ下段から5ページをご覧ください。

第21条は、「国民健康保険税の減額」に関する規定で、5ページ上段は、今回の課税限
度額の引上げに伴う所要の改正。

5ページ下段をご覧ください。

第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に
乗すべき金額を、現行の26万から26万円5,000円に。

6ページ上段をご覧ください。

第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に
乗すべき金額を、現行の47万円から48万円に、それぞれ基準額を見直す改正でございま
す。

3ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項として、改正後の規定は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、従前の例によると規定するものがございます。

続きまして、議案第4号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、改正された地方税法の規定の適用について、経過措置の明確化を図るために本町の固定資産評価審査委員会条例につきましても所要の改正を行うものがございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

5ページをご覧ください。

附則第2項の「適用区分」に関する規程で、引用法令等を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に改め、従前の例を「同日前に公示等がされた場合」に改めるものがございます。

以上、誠に簡単な説明ですが、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）、及び議案第4号、専決処分の承認について（多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議頂きますようお願いを申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、多田羅君。

住民課長（多田羅 勝弘）

おはようございます。

議案第5号及び議案第6号について、一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第5号、多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についての、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年8月診療分より医療費の助成方法を、今までの「償還給付」から原則「現物給付」に変更することを受けての改正であります。

また、条文中の法律名を改める必要があるため、今回併せて改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表により、ご説明いたします。

3ページをお願いします。

第2条において条文中の法律名を「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正しようとするものです。

また、第6条の改正に伴い、同条中の定義に「医療機関等」を追加するものです。

4ページをお願いします。

第6条において、見出しを「助成の申請」から「助成の方法」に変更し、条文の一部改正を行うことにより、従来の「償還給付」から原則「現物給付」として、医療費の助成を行う内容に変更を行っております。

附則として、施行期日について「この条例は、平成28年8月1日から施行する。」と規定し、経過措置として「改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。」と規定しています。

引き続きまして、議案第6号、多度津町重度心身障害者等医療費助成に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

先ほどの「ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について」と同様に平成28年8月診療分より医療費の助成方法を、今までの「償還給付」から原則「現物給付」に変更することを受けての改正であります。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明いたします。

3ページをお願いします。

第2条において、第6条の改正に伴い、定義に「医療機関等」を追加するものです。

次に第6条において、見出しを「助成の申請」から「助成の方法」に変更し、条文の一部改正を行うことにより従来の「償還給付」から原則「現物給付」として、医療費の助成を行う内容に変更を行っております。

附則として、施行期日について「この条例は、平成28年8月1日から施行する。」と規定し、経過措置として「改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による」と規定しています。

以上、簡単ではございますが、議案第5号及び議案第6号の提案説明を申し上げました。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第7号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第7号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、「医療介護総合確保推進法」の法改正により、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める18人以下のものについて、地域密着型通所介護として位置づけられたことにより改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

別表第2の第2欄のアンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。

第17条第2項の次に「第36条第2項で定める指定地域密着型通所介護事業者、40条の15第2項で定める指定療養通所介護事業者を追加しようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用しようとするものです。

以上で、議案第7号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

議案第8号、平成28年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額93億7,000万円に、歳入歳出それぞれ2,500万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億9,500万円とするものです。

第2条は、債務負担行為の追加で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

4ページをお開き下さい。

第2表、債務負担行為の補正に記載してありますように、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備事業PFIアドバイザー業務委託料に関する債務保証について、平成28年度から29年度にわたり、928万5,000円を限度額として債務負担行為を行うものです。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、教育費、農林水産業費などでございます。

歳入における増額補正の主なものは、繰入金などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

16ページをお開き下さい。

歳出といたしましては、款1. 議会費は、議会改革に伴う負担金5万円の増額補正により、1億1,311万7,000円に改めるものでございます。

18ページをお開き下さい。

款2. 総務費は、1,774万3,000円の増額補正により、10億7,394万3,000円に改めるものでございます。

項1. 総務管理費は、1,774万3,000円を増額し、内訳として、目1. 一般管理費は、2万2,000円の減額、目6. 企画費は、1,746万5,000円の増額、目10. 交通安全対策費は、30万円の増額でございます。

20ページをお開き下さい。

款3. 民生費は、財源内訳の変更でございます。

22ページをお開き下さい。

款6. 農林水産業費は、178万7,000円の増額補正により、2億4,982万円に改めるもので、項1. 農業費の目3. 農業振興費の増額でございます。

24ページをお開き下さい。

款7. 商工費は、財源内訳の変更でございます。

26ページをお開き下さい。

款8. 土木費も、同じく財源内訳の変更でございます。

28ページをお開き下さい。

款10. 教育費は、542万円の増額補正により、12億1,755万6,000円に改めるものでございます。

項1. 教育総務費の目2. 事務局費は、31万円の増額、項3. 中学校費の目1. 学校管理費は、財源内訳の変更、同じく目3. 学校建設費は、310万円の増額。

項5. 社会教育費は、85万円を増額し、内訳として、目1. 社会教育総務費は、44万

3,000円の増額、目2. 公民館費は、40万7,000円の増額、目3. 図書館費は、財源内訳の変更でございます。

項6. 保健体育費は、目3. 体育施設費を、116万円増額するものでございます。次に、歳入について説明いたします。

10ページをお開き下さい。

款9. 県支出金は、168万5,000円の増額補正により、6億5,426万1,000円に改めるものでございます。

項2. 県補助金の、目4. 農林水産業費県費補助金は、137万5,000円の増額、項3. 県委託金の、目6. 教育費県委託金、31万円の増額でございます。

12ページをお開き下さい。

款11. 寄付金は、317万円の増額補正により、3,510万円に改めるものでございます。

14ページをお開き下さい。

款12. 繰入金は、2,014万5,000円の増額補正により、3億6,415万3,000円に改めるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額93億7,000万円を、93億9,500万円に改めようとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第9号、多度津町道の路線認定について、議案第10号、多度津町道の路線変更について提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第9号及び第10号の2議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

それでは、議案第9号、多度津町道の路線認定について提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

今回の町道認定の承認を頂く路線は5本でございます。

2ページの位置図をご覧ください。

①から⑤までございますけれども、①、②、③番につきましては、道福寺弧池北側地区での開発行為により整備された園内道路でございまして、公衆用道路寄付採択基準を満たしたものでございますので、寄付を受け認定をするものでございます。

詳細について、3ページをご覧ください。

路線名は、町道422号から424号までの3路線でございます。

それぞれの起終点、延長、幅員につきましては、戻りまして1ページの記載内容であり

ます。

④番につきましては、4ページをご覧ください。

桜川1丁目地内で元岡庄跡地の町有地北側の道路部分を今回認定し整備するものであります。

路線名は425号線で、延長51m、現在の原道幅員は3.3mであります。

今後の整備幅員は背後の住宅接続道の4mを基準に今後合わせて整備をしたいと考えております。

続きまして⑤番につきましては、5ページをご覧ください。

現在中学校南部分で多度津善通寺線の歩道改良工事が行われておりますが、前段工事としての地元迂回路として香川県が施行した部分の道路でございます。

路線名は426号線で、延長71m、幅員4mであります。

管理上、県から町が引き受けをいたしておる関係上、今回町道認定を行うものでございます。

続きまして、議案第10号、多度津町道の路線変更について提案説明を申し上げます。

①番、今回町道の変更をお願いいたします路線は、2ページの位置図及び3ページの箇所図をご覧ください。

中学校南側の県道と町道を結び、先ほどの町道426号線が南から北進をし接続いたします町道244号線でございます。

管理上、中学校建築時に施行いたしました外構等々の点検及び生活道としての機能向上を図ることを目的とし、外構の建設時に幅員4mで計画し整備したものでございます。

従前のプール南東角より終点位置を延長し今回総延長247mとするものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第9号の多度津町道路線認定についてと、議案第10号、路線変更について一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第11号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

議案第11号、物品購入契約の締結について、提案説明を申し上げます。

今回消防本部で整備しておりました、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車につきまして、老朽化に伴い新たに購入することに伴いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（39年多度津町条例第7条第3項の規定）によりまして、物品購入を締結いたしましたので、そのことについて議会の議決を求めるものでございます。

まず1として物品名でございますが、「災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車」これは資機材を含むものでございます。

納入場所につきましては、多度津町消防本部、契約の方法でございますが、これは指名競争入札でございます。

契約金額は、5,994万円、その内消費税額が、444万円でございます。

納入業者につきましては、高松市伏石町1340番地3、株式会社岩本商会高松支店、支店長別所拓也でございます。

なお、2ページにつきましては、契約書及び付帯条件を参考資料として付けております。

また3ページから13ページまでにつきましては、同じく参考資料として仕様書につきまして、これは抜粋でございますが添付をさせていただいております。

以上簡単でございますが、議案第11号、物品購入契約の締結につきまして、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第12号、固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第12号、固定資産評価員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価員であります須藤信武氏から、平成28年6月20日をもって辞任する旨の届出がありましたので、その後任として秋山俊次氏を選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

秋山俊次氏の生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。同氏は昭和54年に香川県に奉職され、本年4月から本町の副町長としてその職務に精励し、人格、識見ともに優れておられ、固定資産評価員として最適任であると考えられますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定をいたしました。

日程第11、議案第13号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

議案第13号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

多度津町教育委員会委員としてご活躍いただいております、林野美香氏が、平成28年3月31日付けで退任されましたことに伴い、その後任として富田哲弥氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

富田哲弥氏の生年月日、住所につきましては記載のとおりであります。

同氏は、高潔な人格とともに、その豊富な経験と奉仕の精神を持って永年にわたり青少年育成活動を支え、その間に築かれた地域の方たちとの信頼関係は厚く、多大な貢献をされておられ、教育委員として最適任であると考えております。

なお、委員の任期は、平成29年3月24日まででございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定いたしました。

日程第12、選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

ここで、お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、加々見一氏、嶋田節子氏、柳原靖幸氏、大藪家司氏、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただ今、指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました、加々見一氏、嶋田節子氏、柳原靖幸氏、大藪家司氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、行事義美氏、細川清二氏、吉田なおみ氏、林野美香氏、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただ今、議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました、行事義美氏、細川清二氏、吉田なおみ氏、林野美香氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員に欠員が生じたときは、補充員の中から補充をいたしますが、地方自治法第182条第3項により、その順序を、1番行事義美氏、2番細川清二氏、3番吉田なおみ氏、4番林野美香氏といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今申し上げたとおりに決定いたしました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がされました議案で、議案第1号から議案第4号、及び議案第8号、議案第11号を、総務教育常任委員会に、議案第5号から議案7号、及び議案第9号、議案第10号を、建設産業民生常任委員会に、会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、11議案を会期中の総務教育常任委員会、及び 建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

どうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

散会 午前10時31分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 28 年 6 月 8 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記